

横浜地方裁判所委員会（第18回）議事概要

1 日時

平成23年5月20日（金）午後2時～午後4時30分

2 場所

横浜地方裁判所大会議室

3 テーマ

法律実務家のスキルの向上について

4 出席者

（委員） 青木紀美子，市川信幸，内田邦彦，内沼栄樹，大島隆明，大坪丘，加藤朋寛，後藤ヨシ子，玉木真人，萩原啓実，福田護，山岸紀美江，吉田健司（五十音順，敬称略）

（事務担当者）横浜地方裁判所事務局長，同刑事首席書記官，同総務課長，同総務課課長補佐，同課専門官，同課庶務第一係長

5 議事

（1） 開会及び委員長あいさつ

（2） 新任委員の紹介

（新任委員）市川信幸，青木紀美子（任命順，敬称略）

（3） オブザーバーの紹介

横浜地方裁判所小田原支部兼田由貴判事補，横浜弁護士会中村宏弁護士，同横山裕之弁護士がオブザーバーとして参加

（4） 東日本大震災の横浜地方裁判所に対する影響等についての報告

（5） テーマに関する説明

ア 吉田委員から「裁判官のスキルの向上」と題して説明

（ア） 裁判官の任用制度

（イ） 裁判官に求められるもの

（ウ） 裁判官のスキル向上の方法

- (エ) 裁判官の研修体制
- (オ) 司法研修所における研修の内容
- (カ) 判事補の外部経験
- (キ) 横浜地裁における新任判事補研さん
- (ク) 横浜地裁における施策
- (ケ) 私の経験

イ 兼田判事補から「裁判官の研さんについて」と題して説明

- (ア) はじめに
- (イ) 研修概要
- (ウ) 裁判所との異同
- (エ) まとめ

ウ 加藤委員から「検察官の能力向上について」と題して説明

- (ア) 検察官に求められる知識・能力等
- (イ) 能力向上のための方策
 - a 各種研修による能力向上
 - b 業務遂行を通じての能力向上
- (ウ) 検察の在り方検討会提言

エ 中村弁護士及び横山弁護士から「横浜弁護士会における研修の現状について」と題して説明

- (ア) 横浜弁護士会における研修の体系
- (イ) 日本弁護士連合会，関東弁護士会連合会，関東十県会の研修
- (ウ) 研修の課題

(6) テーマについて（発言 ■委員長 ○委員 □オブザーバー）

■ 裁判所，検察庁及び弁護士会から，本日のテーマに関する説明があったが，これらについて御質問等があれば，何でも結構なのでお話いただきたい。

- 裁判所や検察庁から、裁判官や検察官が外部の企業で研修を受けられるという説明があったが、裁判所の方には、全体で何割くらいの方が研修を受けられるのか、研修は必須なのかオプションなものなのかを伺いたい。また、検察庁の方には、研修の内容等について、もう少し具体的に伺いたい。
- 裁判所では、年間50人程度が民間企業で研修を受けている。これは、判事を対象とした2週間の民間企業研修と判事補を対象とした1年間の民間企業研修、そして、新聞社や放送局といった報道機関で行う報道機関研修を合わせた数です。
- 判事補を対象とした1年間の民間企業研修は、どの程度の割合の方が受けられるのか。
- 研修を受けるのは年間10名程度であり、判事補の採用は1年間に100名程度であるので、1割程度の裁判官がこの研修を受けることになる。
- 民間企業で研修をしたり、弁護士の職務を経験したり、行政庁へ出向したり、海外に留学するといった形で、多くの裁判官が1回は裁判官以外の職務を経験できるような研修体制が採られているが、そのうち、1割くらいの裁判官が民間企業で長期研修を受けるということである。
- 検察官の外部派遣については、人数的にはここ数年間は年間3名程度であり、期間的には4か月から6か月程度である。派遣先については、公益活動を行う民間団体、民間企業、地方公共団体ということになっている。弁護士職務経験については、期間的には約2年間であり、毎年5名程度が新たに弁護士になっている。したがって、1年目と2年目の者を合わせると、1年間では、10名程度が弁護士の職に就いているということになる。
- 研修先は自分で決めることができるのか、それとも、決められた研修を受けなければいけないのか伺いたい。
- 民間企業研修を受けるにあたっては本人の意向を聞くことになっており、本人が希望しないのに研修を受けさせられるということはない。研修先につ

いては、最高裁が経団連と折衝して決めているが、メーカーや商社、金融、流通、運輸、通信など、比較的大規模な企業に協力していただいている。

□ 私自身が民間企業研修を受ける際には、事前に派遣先として7、8社の候補を上げられ、希望を述べる機会が与えられた。しかし、私の場合は、突然のことであり、どの会社が良いとも言えず、特に希望は述べなかった。

■ 裁判官の外部経験については、本人の自発的意志を尊重しようという態勢を採っている。弁護士職務経験を希望するのか、民間企業への派遣を希望するのか、行政庁への出向を希望するのかといったことは、できるだけ、本人の希望をかなえる方向で考えられている。

○ 裁判官の民間企業研修のことは本日初めて知ったが、先ほど兼田裁判官から、判事補の民間企業研修について現場感覚にあふれる報告をしていただき、知見を広めるという研修目的が達成されており、有益な研修であるとの印象を持った。

地方公共団体では、担当分野の法制度については、もちろん、詳しく身に付けて仕事をしているが、さらに、訴訟手続や法律の基礎的な研修を行ったり、弁護士の方に任期付きの職員として着任していただき、業務の助言のほか、職員研修の講師を務めていただくなどして、法律実務のスキルの底上げを図っているところである。地方公共団体の職員という、法曹ではないが、法律の執行や訴訟などと無縁ではない者の法的スキルの向上について、助言等があれば伺いたい。

○ 行政訴訟などで県の職員の方もよく裁判所に来ておられると思うので、そのような職員相互間で切磋琢磨する機会があれば、お互いが成長するきっかけになるのではないかと思う。また、弁護士の方が任期付きの職員とされているということであれば、訴訟実務のプロであるこの方に講師となっていて、そこから吸収をするというのが最も効率的ではないかという印象を持った。

■ 裁判所の行っている研修は、実務能力の向上に直結するものだけではなく、社会の実態についての知見を広め、これにより、当事者の様々な言い分を理解し、洞察する力を深めることを目的としており、そのために、例えば、民間企業に派遣したり、生命科学についての講演を裁判基盤研究会の中で行うなど、幅広い研修を実施している。社会、経済や科学技術が大きく変化している中で、様々な法律問題が出てくるが、これに細かな法律解釈だけで対処するのは難しい。したがって、背景にさかのぼりその問題を深く理解するのに必要な広い知見といったものを獲得するのに資する研修を、できるだけ行いたいと考えている。

○ 先ほど、判事補になってから5年経過し最高裁から指名を受けると、判事と同様の権限を持つことができるとの説明があったが、この指名を受ける判事補の数は多いのかどうか伺いたい。

■ 現状では、判事補となって5年経過すると、ほぼ全員がこの指名を受けている。もっとも、近時は、5年経過後に、直ちに一人で裁判をさせるのではなく、例えば、医療訴訟といった判断の難しい事件の合議体の一員にするといった運用も検討されているところである。

○ 裁判官は、例えば刑事事件でいうと量刑に幅があるような事案も担当しなければいけないことからすると、組織的に、今、どの裁判官がどの事件を担当しており、審理経過はどうなっているか、これに対してどのような判決が見込まれるのかといったことを把握しているのか、あるいは、そのようなことは許されないのかを伺いたい。

○ 裁判官の独立というものがあるので、裁判においては、担当する裁判官が自らの責任において判断することになっており、他の者が、これを指図することはできない。そうはいつても、担当する裁判官が独りよがりな裁判をすることは良くないので、各裁判官は、そのようにならないよう慎重に判断しているし、判断に悩めば、周りの裁判官に相談するということがも頻繁に行わ

れている。そして、これは裁判官の良いところであると思うが、裁判官は皆さん、人に相談されると、本当に親身になって相談に乗っていただける。私の先輩もそうであったが、最終的にはあなた自身が判断すべきであるといって結論を押しつけることはしないが、どのような問題があるかといった点や検討の筋道は教えてくれる。このように、裁判官が独りよがりにならないような慣行のようなものが裁判官の間で形成されていると、私自身は思っている。

■ 付け加えると、所長といえども個別の事件について干渉はできないが、例えば、事件がたまっているとか、審理に時間がかかっているということは分かるので、そのようなときには、事情を聞き、応援が必要であるか否かといったことを確認することはあり得る。また、例えば、自分が出した判決が、控訴されれば、自分の判決に対し、高等裁判所あるいは最高裁判所でどのような批判を受けているのか、どこが直されているのかは、後から上級審の判決を見るなどして、どのようなところに問題があったのを理解し、検討する機会は十分にある。さらに、例えば、過払金返還訴訟のように多数の訴訟が提起されており、その処理について裁判官が共通の問題を抱えているような事柄については、裁判官の協議会の中で議論をするということもある。もっとも、この場合も、裁判官は、議論の結果に縛られるわけではなく、最終的には、自分の責任において判断をしなければならない。そこが、ある意味でいうと、裁判官にとってつらいところでもあるが、やりがいのあるところでもある。

○ 裁判を申し立てる段階で、横浜地裁のこの裁判官に当たれば良いなと思っても、その裁判官を選ぶことができないとすると、それならば、別の裁判所で審理をしてもらおうということで、例えば、横浜地裁を避けて、静岡地裁に訴えを提起するということは可能なのか。

■ 裁判には管轄があり、原則として、管轄のない裁判所に裁判を申し立てる

ことはできない。裁判官の独立があるので、同種の事件でも、裁判官によって異なる判断がされることがあるが、そのような場合は、上級審で是正されることになっている。すなわち、事件は、最終的には、最高裁で審理されることになるが、最高裁は一つなので、考え方にばらつきがあるときはそこで統一されるというのが、現在の法システムである。

- 研修を受けることは、もちろん裁判官のスキルアップにつながるのだが、逆に、受けなかったときの不利益はあるのか伺いたい。
- 先ほど、弁護士会から、新規登録の弁護士が研修を受けないと、国選弁護人の担当者名簿や法律相談担当者名簿等に登載されないという不利益があるとの説明があったが、裁判所では、そのような不利益はない。導入研修については、全員が受けることになっているので、通常これを受けないことはあり得ないが、それ以外の研修は、希望をしなければ、ずっと受けないということも可能である。その場合でも、弁護士会のような不利益はないが、研修を受けないとその裁判官が結局、損をすることになるので、偏りなく研修に参加できるよう配慮している。
- 研修に参加しないからといって不利益を受けるということはないが、余り研修に参加していない裁判官がいれば、所長から声かけをするということもあり得る。
- 医療の世界では、経験の浅い者には簡単な手術を任せて、他の者がそれを指導するという形態が採られているが、裁判官の場合、経験に応じて担当する事件を選別するということがあるのか伺いたい。
- 多くの事件は、どの裁判官が担当してもそれほど結論に差が出ないという前提で行っているので、事件は、決まった割合に応じて順番に配てんしている。外国では、裁判官をよく知っている事務局長のような立場の人が、事案に応じて事件を割り振るということもあるようだが、日本では、機械的に割り振っている。そうすると、難しい事件が、経験の浅い裁判官に当たること

もあり得るが、特に難しい事件や著名な事件については、慎重な判断を要するので、裁定合議とあって、一人ではなく、3人の裁判官で審理する方法を採っている。したがって、困難な事件を一人ですっと抱え込んでいるということは、通常はないシステムになっている。

- 判事補は、任官後5年以上経過し、最高裁からの指名があるまでは、一人で訴訟を担当することはできないので、必ず、合議体の一員として審理をすることになる。この合議体は、大体、20年以上のキャリアの裁判長、10年くらいのキャリアの判事、若手の駆け出しの判事補の3人で構成されているが、例えば、医療訴訟のような難しい事件は合議体で審理されることが多い。また、横浜などの大きな庁では、特定の難しい訴訟を専門的に扱う専門部を設けている。横浜では、例えば、医療訴訟は、民事部のうち2か部だけが取り扱っているし、労働事件や国を相手とする行政訴訟も、ノウハウの蓄積された特定の部で取り扱っている。そして、そのような中で、若手の判事補に勉強をさせるというシステムを採っている。
- 民事事件はバラエティーがあることから、特定の領域については専門部で扱っているが、刑事事件は、民事事件ほどバラエティーがないので、専門部は設けていない。なお、東京地裁では、かつては、交通事件を専門的に扱う部があったが、今では、そのような専門部を設けられていない。刑事事件の場合は、一定の重大な事件は、当然に3人の合議体で審理を行うことになっているし、それ以外の事件についても、事案によっては裁定合議ということ、3人の合議体で審理を行うこととしている。
- 検察庁でも同様なのか。
- 検察庁についても、検察官独立の原則があり、個々の判断は、検察官がそれぞれ行っている。しかし、他方で、決裁制度があり、決裁官が適宜指導を行っている。検察官への事件の配てんについては、決裁官が、事件の難易度等を勘案し、検察官の経験や能力に応じて事件を配てんしている。

- 難しい事件のときは、複数人で事件を担当するのか。
- 複雑な事件では、取り調べる人数も多くなるので、共同捜査ということで、主任検察官に、ある程度ベテランの検察官を充て、応援検察官として、若手の検察官が、主任検察官の指導を受けながら捜査を行う形を採ることもかなりある。
- テレビなどで、企業等に検察の捜査が入る際に多くの人が写っているが、それくらいの検察官が関わるということか。
- 検察庁には、検察官と検察官の仕事を補佐する検察事務官がいるので、テレビに映っている者のすべてが検察官というわけではない。しかし、検察官が捜索差押のために会社に入るような事件は、かなり大きな事件なので、検察官が複数いることが通常だと思う。
- まず、感想を述べると、常識や社会通念といったものは時間の経過とともに変化するものなので、当然、時間の経過により社会的相当性の判断も変わってくる。これに対応するために、法曹界が、研修制度をたくさん用意し、真摯に向き合っているということがよく分った。これは、大変良いことであると率直に感じた。

次に、質問を2点させていただきたい。私が1990年前後にニューヨークに滞在していた際、アメリカの金融機関の方から、アメリカでは、ある経済行為に適用されるべき法律判断が予定されていなければ、基本的には自由であるというのが商法の大原則であるが、日本はその逆で、ある経済行為に適用されるべき法律判断が予定されていない場合には、そのような経済行為は行ってはいけないというように見えるということを言われたことがある。例えば、当時、FRA（フローティング・レート・アグリーメント）という非常に賭博性の強い経済行為がニューヨーク市場では頻繁に行われていたが、これを日本の金融機関に売ろうとしたところ、日本ではそれは賭博罪が適用されると断られたとのことであり、これは、法律の拡大解釈であ

ると非常に怒っていた。法曹界からアメリカのロースクールにも留学をされていると思うが、その結果、日米間の法律解釈の誤解というかミスパーセプションあるいはミスコミュニケーションといったものは縮まっているとお考えか、まず、伺いたい。

2つ目は、例えば金融取引についていえば、今や、かつては想像もつかなかったような取引が多く行われている。昔は、財やサービスの売買が当たり前の世界であったが、今行われているデリバティブすなわち金融派生商品は、物ではなく権利を売買しているわけである。このように権利を売買することは、もともとは法律で予定されていなかった行為である。今後、そういった我々の知見ではとても及びもつかないようなことがたくさん起こると思われるが、そうすると、法曹界もゼネラリストを育てるということだけではとても対応できないように思われる。今後、法曹界が人を育てるに当たって、方向感としては、スペシャリストを育てていく方向感なのか、ゼネラリストを育てていく方向感なのか、伺いたい。

- 私は、連邦地裁と州の裁判所に出入りして、その裁判官の下でいろいろと研究をさせていただいたことがあるが、ロースクールには少し顔を出した程度であった。したがって、日米間の法律解釈について、誤解が縮まったかどうかを確認するまでの状況にはなかったもので、最初の質問に対してはお答えするのは難しい。

2番目の質問に関しては、結局、金融商品が次々に開発されて、法律が追いついていないということだと思われる。裁判官も、金融に関する知識は身に付けていかなければいけないことから、司法研修所においても、これを研究会のテーマの一つとして取り上げているところである。また、例えば、知的財産権の関係では、東京地裁あるいは知財高裁で、スペシャリストを育てるということも行われている。もっとも、裁判官の場合、民事、刑事、家事、少年といった基本分野は、すべてこなす必要があるので、ゼネラリスト

であると同時にスペシャリストでもある人材を育てていかなければいけないのではないかと、個人的には思っている。

- 最初の質問について、日本は、昔は行政が非常に強く、例えば、金融の場合、大蔵省が護送船団方式で事前に行政指導を行うなどしてきたことから、裁判所には、生々しい企業実務に関する訴えが起きてこなかった。しかし、最近では、透明性を確保するために、事前規制ではなく、事後的に司法統制を行う方向に変わってきている。私は、横浜地裁の所長になる前には東京高裁の裁判長をしていたが、そこでは、昔にはおよそ見られなかったような大企業によるデリバティブに関する訴訟や、公開買付に関する訴訟といったものがあつた。では、法解釈について日本とアメリカがどのように違うのかということになると、その点はよく分からない。もともと法体系そのものが非常に異なるものであるということもある。これは私の個人的な感想であるが、アメリカは、自由競争を重んじる社会であり、禁止されていること以外はすべてできるという感じがあるが、日本では、最後は、信義則や共同社会のルールといったものを重視するという傾向があるのかもしれない。

次の質問については、私は、やはり裁判官は弁護士とは違うと思っている。弁護士は、最近では分野ごとにスペシャリストがいるようになっていると思うが、裁判官というのは、最終的にはゼネラリストであると思う。例えば、デリバティブの事件を行うときも、当事者双方が、それぞれの主張を理解してもらうためにいろいろな説明をするが、裁判官はそれを理解できる力、背景まで掘り下げて理解する力、そして、法的なセンスは最低限持ち合わせている必要があると思う。医療訴訟にしても、裁判官は医者でない以上、医学のことは分かっていないが、当事者双方の説明を聞いて、それを理解し、どちらが正しいのか法的センスを働かして判断する、そのような力があればよいのだと思う。したがって、個人的には、裁判官はゼネラリストであると思っている。

- 金融や医療のような専門性が必要となる紛争についても、今後とも裁判所で積極的に引き受ける方向なのか、それとも、アメリカのように訴訟前の和解といったADRで解決してほしいという方向で動くのか、方向感としてはどちらになるのか伺いたい。
- 私は以前ドイツに留学していたが、ドイツは、当時訴訟の洪水であったため、裁判所の負担が増大しないよういろいろと立法措置を講ずるという動きがあった。日本でも、昔と比べると様々な訴訟が起こっているが、まだ、全体としてそのような動きにはなっていないと思う。ただ、今後、弁護士が増加し、訴訟の件数も増加すると、裁判所では処理しきれなくなり、立法政策としてADRをもっと活用するという方向になることもあると思う。
- 将来的に事件数が増えても、裁判所は、最後は受けて立つという姿勢は維持するのだと思う。ただ、ADRの採用については、裁判所の負担軽減という面だけでなく、当事者による主体的な紛争の解決という面があり、後者に主眼を置く考え方もある。したがって、裁判所任せではなく、当事者自らが主体的に紛争を解決するという意識が国民の間に強く出てくれば、ADR前置といったシステムを作るということも十分に考えられる。
- 日本弁護士会では、ADR機関として紛争解決センターを作っているが、これは、専門分野に特化したものではなく、一般的な民事紛争を話し合いで解決するためのものである。デリバティブを悪用した悪徳商法みたいなものについて、そのような問題を専門的に扱っている弁護士以外の弁護士にも相談が来ることがある。そうすると、弁護士もその仕組みを一から理解をしなければいけないということがあるので、弁護士会では、消費者委員会といったものを設けて、そのような問題を詳しく研究して、その対応策を共有している。ゼネラリストかスペシャリストかという点については、弁護士が専門分野だけでやっていけるかというところはいかないので、ゼネラリストでありながら、特定の分野に強いという弁護士が、むしろ多数ではないかと

思う。

弁護士法2条に「弁護士は、常に、深い教養の保持と高い品性の陶やに努め、法令及び法律事務に精通しなければならない。」と規定されている。弁護士の実態が、この条文に追いついていないとまではいえないかもしれないが、弁護士は、自らの責務を自覚し、仕事を通じて自分のやるべきことを責任を持って行っており、そのことにより、弁護士に対する社会的信用を確保してきた部分がある。もう一つ申し上げると、弁護士が研さんをする動機付けとしては、弁護士は、相手との論争に勝たなければ儲けられないということがあり、そのためにいろいろな工夫や研さんをするということがある。また、弁護士が裁判所に提出する書面は裁判官に見ていただくものであり、事件を担当する裁判長の顔を思い浮かべ、変な書面は書けないなと思いながら書面を作成することもある。弁護士は、そういう中で、できるだけ社会の動きをキャッチアップしようと努めていると御報告させていただく。

- 交通事故に特化したADRとしては、交通事故紛争処理センターがある。本部が東京に置かれ、各高裁所在地に支部が設置されている。この手続で裁定が出ると、その判断は保険会社を束縛するという規則があり、この手続はかなりうまく機能し、被害者救済にも役立っていると思う。この手続は無料で利用できる。

(7) 次回のテーマ及び開催日時

ア 次回のテーマ

「医療関係訴訟について」

イ 次回の開催日時

平成23年11月15日（火）午後3時～午後5時30分

以上